



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

98.6.15 No. 4801

今こそ、明確な闘いの 方針を確立しよう

闘いの原点に還り 新たな出発を！

5・28反動判決に対し、国労・中労委は東京高裁に控訴し、一〇四七名の解雇撤回に向けた新たな闘いが始まろうとしている。
この重要な闘いの節目にあたって、われわれは、11年間の闘いにあらゆる角度から検討を加え、徹底した総括を行い、新たな闘争体制を創りあげなければならぬ。
5・28判決をめぐって明らかとなった事態を見ずえ、これを反撃への転機とするような新たな闘いの方針を確立しよう。

闘いの新たな出発の 時としよう

◎真正面から見ずえよう

5・28判決と、その後になされた、無条件降伏の強要とも言うべき自民党の「和解3条件」は、《今国鉄闘争に問われている核心的な課題は何なのか》《問題の所在はどこにあるのか》《橋本政権は何を意図しているのか》《攻防の焦点はどこに存在するのか》《一〇四七名の解雇闘争に対するわれわれの構えはいかにあるべきか》という、闘いの原点にかかわる本質的な課題を、改めてわれわれにつきつけた。今何よりも求められているのは、そのようなものとして、5・28判決―「和解3条件」を、真

正面から見ずえることである。

◎問われているのは

この間の闘いのなかでは、「政府は解決に向けて動いている」「勝利判決は間違いない」という提起がずっとされてきた。しかし、でてきたものは、5・28判決であり、無条件降伏案に等しい「和解3条件」の提示であった。
事態の認識を見誤り、結果として、敵の手の内で踊らされることになり、闘いの戦列に大きなダメージを与えてしまった国労本部の責任は非常に大きいと言わざるを得ない。しかし問題は、その予測が外れたことにあるのではない。重要なことは、この事態をいかに総括するかということであり、また、それ以上にもっと大切なことは、重大な予測が外れたとき、この瞬間から何を決意するのかということだ。それによって、その闘いが本物であるのか、偽物なのかかわかる。われわれが、今、何を決意するのかによって、この反動を反撃への転機とすることは全く可能だ。

◎新たな闘いの決断を

5・28判決―「和解3条件」というかたちで明らかにされた敵の意志から目を避けて、旧来の、政

府に依存した「政治決着」路線に固執し、様々な粉飾・ごまかしを重ねるような行き方をとるのか、この経験の意味を真正面から教訓化し、積極的に新たな闘いの方針を樹立する行き方をとるのか、ということが問われている。

一〇四七名の解雇撤回闘争はまさに正念場を迎えた。しかしそれは、闘いがその状況から言って正念場だというだけではない。われわれ自身がいかなる決断をし、どのような闘いの方針をうち立てることができるとかという意味で正念場なのである。

この11年間、闘争団を先頭とした日々の闘い、個々の闘いは、文字どおり地を這うような苦勞の連続であった。しかし、その奮闘の総体は、戦後日本の労働運動の新たな地平を築きあげ、労働運動の未来を左右するような大きさを創りあげたのだ。だからこそ、ここに明確な指針がうちたてられなければならない。

◎徹底した討議・総括を

この際に、何よりも必要なのは、全組合員をあげた徹底的な討議をまき起こし、徹底した総括を行い、闘いのあり方・路線・方針に根本的な再検討を加えることだ。これがないとすれば、11年間の国鉄闘争は、勝利に向けた新たな地平を切りひらき、組合員の団結も、より一層飛躍した不動のものとなることは間違いない。

北海道の闘争団の仲間、次のように提起している。「解雇撤回闘争としては、方針が基本的に確立していないところに問題があったと思う。いわゆる『一日も早い

解決』ということ、話し合い路線がずっと続いているということだ。最初には、地労委でどこでも連戦連勝したけれど、中労委命令を求めないで、『三者懇』を柱にして和解の解決を求めた。ご覧のように無駄な月日が経ってしまった。そして、政労使による解決交渉がテールブルックりもそう。本当に無駄な月日を過ごしているというのが、闘争団で苦勞している私の実感だ。……私は、敵の嫌がる闘いを徹底して闘うべきだと考えている」――全くそのとおりだ。しかし、われわれが、この間の経験から真に学び、教訓を導きだすならば、それは決して無駄な月日とはならない。一日も早い勝利のためにこそ、敵よりも一日ながく闘いぬく決意を固めよう。そして、「これでいこう！」と、全組合員が確信をもてるような鮮明な闘いの方針確立しよう。

5・28判決をいかに見るべきか

5・28判決―「和解3条件」に示されたのは、敵の側も原点にかえったということだ。国鉄分割・民営化攻撃の原点にかえり、国労と国鉄闘争を力づくで潰すためにここで勝負をかける腹を固めたということだ。

◎判決に至るシグナル

この間、国鉄闘争をいかに終結させるのかについて、政府の側にも動揺があったことは間違いない。だからこそ、94年12月には、亀井運輸大臣による202億スト損倍訴訟の取り下げという事態が起き、

力づくというよりも、国労を連合化させて取り込むかたちで、何とか終結のレールを敷こうという策動が繰り返された。

こうした動きに、最も危機感をつのらせたのは、JR東日本と革マルの結託体制であった。西日本・東海における91年のJR総連の大分裂・極少数派への転落・92年のJR連合結成という事態をも背景として、「結託体制」の足元がガラガラと崩れだしたのである。だからこそ、JR東日本やJR総連・革マルは、強行な対応を繰り返して、「国労の最後の解体運動」から、列車妨害事件の頻発という事態にまで行き着いた。

●和解路線という幻想

他方で、こうした事態は、主体の側にも、一定のリアリティーをもって、「何かうまくいくのではないか」という幻想を生みだした。96年の「8・30申入れ」と、その後の橋本政権に依拠した政治決着・和解路線は、この幻想を根拠に組み立てられたものであった。それも、当のJRは、国労潰しの攻撃を一層エスカレートさせ、絶対に譲らないという対応を続けている状況のなか、国労側からは、国鉄改革法を承認するとか、JRの発展に寄与するとか、春闘ストを放棄するなど、それまでの団結と闘いの原点を次々と降ろして、政府にアピールするという方法がとられた。これは、どう考えても誤った方針だと言わざるを得ない。

●敵も原点に回帰した

そして、こうした関係のなかで腹を固めた橋本政権の判断が、5

・28判決と「和解3条件」であったと見る必要がある。結局、様々な粉飾を全て削ぎ落として、力で全面降伏を迫るという原点に回帰したということだ。

だからこそ、5・28判決を契機として、政府とJR、JR総連、JR連合が国労包囲網をつくって一斉に襲いかかるという、国鉄分割・民営化当時のような構図がつくられていた。

JR東日本は、「裁判でとことん決着を図る」と主張し、JR西日本は、「判決を機に国労が、国鉄改革及び改革法を理念も含めて全面承認し、明確に運動方針を転換することを期待する」という談話を発表し、JR総連は、「これで全ての地労委命令が意義を失った。国労は解散せよ」と迫り、かと思うと「無条件で話し合いに応じる用意がある」などと言って、国労へ追い打ちをかけようとしている。またJR連合も、「路線転換の機関決定を行い、組合機構改革をはじめとした路線転換の具体的実践を行え」「採用問題はすでに整理済みの問題であり、『新たな雇用問題』として位置づけよ」との見解をだしている。ここぞとばかりに、寄つてたかつて叩こうというのだ。

●我々も闘いの原点へ

こうした事態を見れば、今われわれに問われている課題は、あまりにも鮮明である。われわれも、闘いの原点に還らなければならぬということだ。

この間提起してきたとおり、われわれは、この11年間の闘いが切

りひらいた画期的な地平について、もつとも自信と確信をもつ必要がある。敵は、基本的に何も打つ手がなく、困り果て、追いつめられている。だからこそ、この間の動揺のすえ、強権に訴えるしかなかったのだ。だからこそ、5・28判決を徹底的に弾劾し、「和解3条件」をきっぱりと拒否し、毅然とした闘いの方針を確立したとき、橋本政権の攻撃は全く無力化することができ、勝利の展望が大きくわれわれの側に手繰り寄せられることは間違いない。逆に、これまでの道を漫然と進むとすれば、それは、闘争団の切り捨てと国労の自滅に行き着くしかない。

改めて、5・28判決を弾劾する

今必要なことは、何よりも第一に、5・28反動判決徹底弾劾の立場を鮮明にし、全国各地で地域の労働者に呼びかけ、判決弾劾の大運動をまき起こすことだ。

●全労働者を敵に回した

言うまでもなく、5・28判決は、労組法と不当労働行為救済制度の根幹を否定するに等しい反動判決だ。全国の多くの労働者が、「こんな判決がまかり通ったら、不当労働行為も首切りもやりたい放題だ」と、危機感をもって受けとめている。この判決によって、政府・裁判所は、全ての労働者を敵にまわしたのである。逆に言えば、5・28判決に対するわれわれの対応・闘い如何によって、国鉄闘争は、より普遍的な全ての労働者の

ということだ。

日経連は、5月中旬にだされた、「労働法規特別委員会・労働委員会制度のあり方検討委員会」の報告で、「個別紛争処理の機能を労働委員会に持たせることに賛成できない」「労働委員会の命令は、しばしば組合側に傾きすぎている」「労働組合の不当労働行為も認定すべきだ」等、労組法や労働委員会制度の解体に向けた提言を行っている。5・28判決は、このような、労働者の団結と権利を根本的に解体しようとする、総資本の意志を体言したものであるとだされていることを見逃してはならない。

●判決は、国家的不当労働行為の継続だ

また、そもそもわれわれは、地労委の全面勝利命令を覆した、中労委の「一部の者については不当労働行為があつた」という認定を断じて認めることができないからこそ行訴を行ったのだ。19部判決は、この反動的な中労委命令すら「限度を超えた」越権行為だというのである。断じて、寸分も評価できるものではない。11部・19部の判決は、どちらも、国家的不当労働行為の継続でしかないことをはつきりとさせよう。

だからこそ、「一勝一敗」とか、「東京地裁判決は、政府とJRいづれかの責任で解決すべきことを司法の名において示したもの」というような言い方で、起きている事態から目を逸らし、闘いの方針をあいまいにしてしまうようなことは、絶対にしてはならない。